

ナチス・ドイツと中国国民政府 一九三三—一九三六年（二）

——中独条約成立の政治過程——

田 嶋 信 雄

目次

はじめに

- 一 「広東プロジェクト」の進展とHAPROの成立（以上『成城法学』第七九号）
- 二 「南京プロジェクト」と「広東プロジェクト」
- 1 ゼークトの在華ドイツ軍事顧問団長就任とクライン「南京プロジェクト」の成立
- 2 シヤハトの「新計画」と国防省国防經濟部の拡張
- 3 「広東プロジェクト」第二次契約の締結とクラインの帰国
- 4 ドイツ政府内・部局内の対立と混迷
- 5 「広東プロジェクト」の拡大（以上本号）

二 「南京プロジェクト」と「広東プロジェクト」

1 ゼークトの在華ドイツ軍事顧問団長就任とクライイン「南京プロジェクト」の成立

蒋介石・ゼークト廬山会談（一九三四年五月二日）

ゼークトが上海に到着（一九三四年四月八日）したところ、蒋介石は、たんにナチス・ドイツのみならず、アメリカ合衆国やファシスト・イタリアによる広東派への武器・航空機などの輸出計画にも極めてナーバスになっていた。四月一日、蒋介石は北平（北京）の何応欽に電報を打ち、広東派によるアメリカ合衆国からの航空機購入計画に関しアメリカ公使館に照会せよと命じ、同日、上海の孔祥熙に宛てても電報を打ち、やはり広東派によるイタリアからの航空機および魚雷艇購入計画に関しイタリア公使館に問い合わせよと命じている。蒋介石は、その際、何応欽や孔祥熙に対し、「中央政府の許可がなければ、どのような種類の武器も航空機も他省に向けて輸出してはならない」との考えを各国に徹底せよと伝えたのである。^① 西南派の軍事化に対する蒋介石の政治的懸念は極めて大きかった。

他方で蒋介石は、ゼークトの接待についても抜かりはなかった。四月一三日、蒋介石は孔祥熙宛てに電報を打ち、上海に滞在しているゼークト夫妻に対し、夫人（宋霭龄）とともに、自分に代わって歓迎の宴席を設けるよう指示していた。また同日、賀耀組参謀次長に電報を打ち、中国参謀本部内の情勢や全国の軍隊の情勢一般などについて、ゼークトにブリーフィングするよう指示していた。^②

五月二日、いよいよ蒋介石とゼークトの会談が江西省の避暑地牯嶺（廬山）で開催されることとなった。^③ この重要な会談で蒋介石は、ゼークトの任務範囲について、「中国国民政府軍の再編」に責任を持つよう委嘱した。^④ また、

ゼークトの権限については、毎週火曜日および金曜日の午前一〇時より二時間、南京軍官学校内の蒋介石の居室において、軍政部、參謀本部および訓練總監部など各軍事機關の主管長官と会談を開くこと、さらに平時においては、蒋介石が南昌行營等にあつて不在の場合、ゼークトが直接指揮の責任を負うこととされた。⁽⁵⁾これは、中国で外国の軍事顧問に与えられた任務および権限としては、破格のものであつたといえよう。その後ゼークトは、蒋介石に対して、最新の編制と近代的の基本原則に基づく「六個師団」の建設を提案することとなる。⁽⁶⁾

一方この五月二日の会談では蒋介石もゼークトも、重要な懸案事項の一つであつたクラインの広東プロジェクトについてはあえて言及しなかつたようである。⁽⁷⁾双方とも、さしあたり、不愉快な話題を回避することを選んだといえよう。したがつて、クラインの広東プロジェクトについて去る二月一六日に行われた関係各省庁会議（国防省軍務局長ライヒェナウ、外務省第四部東アジア担当アルテンブルク一等參事官らが参加）による決定、すなわち「ゼークトと蒋介石の話し合いを待つ」という決定は結局実現されず、問題は先送りされることとなる。

ゼークト・クライン北戴河会談とトラウトマンの「南京プロジェクト」批判

さて、以上のようにゼークトの在華軍事顧問団長（中国語で「総顧問」）としての任務と権限に関する基本的な方針が確認されたが、しかし、ヨーロッパからの長旅の疲れもあつて、中国でのゼークトの健康状態ははかばかしくなく、一時期、死が近いのではないかと判断されるほどであつた。⁽⁹⁾蒋介石は、たしかにゼークトの性格は機敏で、責任を負う点は長所ではあるが、「惜しいかな、歳を取つており多病」と判断してゐた。⁽¹⁰⁾五月一日、蒋介石は賀耀組に電報を打ち、南京に戻つたゼークトの健康状態を気遣つており、また、一九日にも軍政部兵工署長俞大維に電報を打ち、「塞翁」（ゼークト）の「病勢如何」と問い合せていた。ゼークト自身も五月二六日に南京駐在ドイツ領事館で二等書記官ラウテンシュラーガー（Heinz Lautenschlager）と会談したときに、健康状態が悪いので、フルケンハウゼンが任務に就いたあと、遅くとも翌一九三五年一月までにはドイツに帰国する予定だと述べていたの

である。⁽¹²⁾

こうしてゼークトは、強力な権限を掌中にしつつも、軍事顧問団長としての任務を十全には果たし得ぬ健康状態にあった。一九三四年七月初旬、ゼークトは猛暑の南京を離れ、渤海湾に臨む河北省の避暑地北戴河に出かけたのである。

その時、ゼークトに呼ばれて密かに北戴河に姿を現した一人のドイツ人がいた。国防省兵器部が管轄するHAP ROの代表ハンス・クラインである。⁽¹³⁾この会談でゼークトは、中国軍の再編という国民政府軍事顧問団長としての本来の業務を離れ、中独軍事経済関係についてクラインと立ち入った検討をおこなった。これに基づきクラインは、ゼークトの紹介状を持参しつつ、広州経由で八月上旬に牯嶺を訪問し、南京国民政府を代表する孔祥熙財政部長との交渉に入ることになる。

その後、この北戴河会談の内容をも含め、それまでの経緯について、ゼークトは八月一九日に北平駐在ドイツ公使トラウトマン (Oskar Trautmann) に対して説明をおこなっている (当時中独両国の外交関係は大使ではなく公使レヴェルにとどまっております、しかもドイツ公使館は清国および北京政府時代の名残で首都南京ではなく、北京すなわち当時の呼称で北平に置かれていた)。ゼークトによれば、中国中央政府と貿易協定を締結することにより、ドイツでの原料資源不足を是正しようとする計画が「ナチス高官」の間で検討されており、「ライヒスバンク総裁シャハトもそれを承認している」。中国中央政府とは、つぎのような点での合意を目指している。「中国はドイツが必要としている原料資源をドイツに輸出する。ドイツはこの原料資源の代価を現金で支払うのではなく、代わりにドイツに中国政府のための口座を開設する。中国政府はドイツで商品 (工業製品) を発注し、この口座から支払う」。そして、こうした交渉のため、ドイツの関係機関からクラインが中国に派遣された。ゼークト自身も「クライン氏を蒋介石に紹介した」。現在クラインがプロジェクトについて交渉中である。「蒋介石自身もすでに賛同」しており、また「中国政府の関係各部署も賛同している」⁽¹⁴⁾。以上のように、ゼークトによる南京中央政府との交渉計画は、ドイツと中国の

間で外国為替抜きの一種のバーター貿易をおこなおうというものであり、既存の広東プロジェクトとは別に、いわば「南京プロジェクト」を立ち上げようというものであった。なお、ここでゼークトのいう「ナチス高官」とは、総統直属経済特別顧問ケプラー（Wilhelm Keppler）であることがやがて明らかとなる⁽¹⁵⁾。

このゼークトの説明に対しトラウトマンは、「そのような計画がまともだとは思えない」として以下のような反論をおこなった。第一は、バーター貿易への批判である。「ドイツは中国に対し出超であるから、もしバーター原理を導入すれば、中国政府は、ドイツが中国に商品輸出する額と同じ量の商品をドイツが中国から購入せよと要求してくるだろう」。第二は、政府間での貿易独占に対する批判である。もし政府間で直接貿易をおこなえば、「わが国の経済活動の基盤」である在中ドイツ商社に打撃を与えることになるというのがトラウトマンの考えであった。ここに見られたトラウトマンとゼークトの政策的立場の相違は、やがて対中国貿易をめぐるナチス支配層内の統制経済派と自由貿易派の激しい対立となって現れることとなる⁽¹⁶⁾。

こうしたゼークトとトラウトマンの政策的対立は、しかも、両者の間での感情的な対立を引き起こした。トラウトマンは、そもそもゼークトがドイツの対中国貿易の本質を「詳細に検討したとは思えない」し、さらにこうした計画は関係する当局者の間であらかじめ厳密に検討すべきであるが、それを「今になってようやく知り得たのは遺憾である」とゼークトを批判したのである。この厳しい批判に対しゼークトは、つぎのように不機嫌そうに答えたのである。「まあ、私があなたの立場であったならば、しばらく何もしないで様子を見るがね。そうすればおそれくベルリンから詳細な内容を知らされるだろう」⁽¹⁷⁾。

「南京プロジェクト」の成立（一九三四年八月三日）

以上のようなトラウトマンの憂慮にもかかわらず、クラインは牯嶺においてゼークトの説明に沿う形で孔祥熙財政部長との間で交渉をおこない、一九三四年八月三日、鉄道、製鉄工場、港湾設備、爆薬工場、ガスマスク工場

の建設などを主な内容とする大規模な仮契約を交わすにいたった。この仮契約の特徴は、ゼークトがトラウトマンに述べたように、ドイツの工業品ないし工業プラントを、中国で産出する農業産品および鉱業産品とパートナーで交易することにあつた。鉱業産品の開発にはドイツの技術者が当たることとし、クラインは、鉱業開発および先行支払いのため、一億RMのクレジットをベルリンで獲得するよう努めることとされたのである。さらに、この契約では、おそらくドイツ国内・中国国内および国際社会からの様々な批判の可能性を念頭に置きつつ、「両当事者は、この契約を無条件で極秘とすることに合意」したのである（契約前文最終段落¹⁸）。

なお、この仮契約の締結前に蒋介石との会談の中でクラインが述べたとされるつぎのような言葉は、「第三帝国」の政府内政治を考える場合、重要な意味を持った。「両国をとりまく外交情勢は差しあたり無条件の秘密保持を要請している」、したがって「両国の外務省・外交部とその在外代表部を関与させるべきでないこと、彼らに情報を与えるべきでないことは当然である」¹⁹。すでに見たようにゼークトはトラウトマン公使に澁々ながら必要な情報を伝えたが、クライン自身は以後もドイツ外務省および出先機関を徹頭徹尾回避することになる。

五日後の八月二八日、トラウトマンは外務次官ビュロー (Bernhard W. von Bülow) に手紙を送り、ゼークトとの会談内容を伝え、つぎのように批判的なコメントを加えた。トラウトマンによれば、ゼークトらは中国との間で商品交換という形での「一種の計画経済」をおこなおうとしている。しかしながら、「提案されたような方法で中国政府が原料資源の輸出を組織することはできない」と思えない²⁰。しかも「豊かな経験、市場に関する知識および事業組織を有する我が国の在中商社」を排除することになる。「私は軍人が経済の歯車装置に手を出そうとするときはいつも不安を感じる」。さらにトラウトマンは、クラインの人物についてもつぎのように述べる。「私はクライン氏に何か不安を——あるいは暗いものを感じる」²⁰。ここには、ゼークトとクラインの計画に対するトラウトマンの外交官僚としての本能的な違和感をはっきりと表現されていたのである。

ところで、外務大臣ノイラートは、以上のようなクラインとゼークトの南京プロジェクトおよび南京中央政府と

の仮契約締結をまったく知らされていなかった。クラインについて説明したトラウトマンの報告個所に、ノイラーはつぎのように書き込む有様であった。「誰だ、これは？」⁽²¹⁾

2 シヤハトの「新計画」と国防省国防經濟部局の拡張

外務省貿易政策局の新しい貿易清算構想とシヤハトの「新計画」

以上のように中国国民政府とクラインの間で「バーター交易」が合意されたが、この契約は、当時ドイツ政府内で新しく形成されつつあった一般的対外貿易思想である双務主義的清算方式を明らかに反映するものであった。

すでに見たように、一九三三年一月のナチスによる権力掌握後、ドイツ政府内部では、フーゲンベルクに代表されるアウトアルキー派と、外務省、經濟部および国防省に代表される自由貿易派の対立が顕在化した。この対立は、一九三三年六月の世界経済会議におけるフーゲンベルクの外交的失態およびその後の政治的失脚により決着がつけられ、さしあたり対外輸出の促進による外貨獲得という路線が取られることとなった⁽²²⁾。

しかしながら一九三四年に入るとドイツの外国為替備蓄状況は悪化の一途をたどり、対外債務のいっそうの増大を招いていた。外国為替危機は、同年夏には外国為替の割当制導入を余儀なくされるほどにいたった⁽²³⁾。こうした事態に対応するため、ドイツ政府は、第三国の通貨を媒介とする従来の自由貿易主義的清算思想から離れ、「応急処置」として、二国間の清算協定ないし支払い協定によるバーター的な貿易方式の導入を強いられることとなったのである。

新しい貿易清算思想は、一九三四年六月一八日、外務省貿易政策局が各国駐在ドイツ大使館・公使館・領事館に送付した「ドイツ対外貿易政策の現状と諸目的」と題する長文の同文訓令に詳しく述べられている。ここでは、世界経済恐慌後の世界経済の動向と、そこから必要となったドイツ対外貿易政策再編のために採られた様々な方策、

それらがドイツ経済に及ぼした影響などを詳細に解説した上で、「外国為替状況が貿易政策に及ぼす影響」と題し、つぎのように述べられているのである。「ライヒスバンクにおける外国為替の減少は、ここ数ヶ月間で、ドイツ輸入業者に与えられる外国為替割当の著しい切り詰めをもたらしている。……したがって、貿易政策の分野においては「バーターの」清算協定への熱望がいよいよ強く前面に出ているのである」。さらに「ドイツ貿易における「バーターの」清算思想」と題された章では、つぎのように述べられている。「ドイツの輸入需要を、かつて最恵国待遇主義の無制約な適用下で可能であった以上に利用し、原料・嗜好品の生産国・輸出国に対し、ドイツ工業製品を今まで以上に輸入する必要性を知らしめなければならない」。『外国為替状況を考慮し、外国からの原料・嗜好品の輸入を、ドイツ産品の輸出と結合させなければならない』²⁴⁾。

こうした対外貿易思想に基づき二国間協定は、当初は外務省貿易政策局の主導のもとで個々の国と個別に締結されていたが、八月二日にシュミット (Kurt Schmidt) に代わってライヒスバンク総裁シャハトが経済大臣を兼任すると、同月二六日のいわゆる「ライプチヒ演説」を経て、以後シャハトの下に、「特別口座」設定による清算方式をも含めた「新計画」として体系化されていくことになるのである。²⁵⁾

外国為替状況に対する国防省の危機意識と、国防経済幕僚部の成立

さらに、こうした外務省やシャハトの動きとはさしあたり独立に、国防省も、一九三四年七月に入ると、外国為替状況に対する深刻な危機感を抱くにいたった。たしかにプロムベルクは同年六月二〇日、ヒトラーに宛てて覚書を提出し、「二二個師団の軍の建設に必要な物資の調達は確保された」との楽観的な見通しを述べていた。しかしその後一ヶ月も経たぬ七月一九日、ドイツ陸軍兵器部経済参謀部 (Wirtschaftsstab) 長トーマスは「陸軍の再編成と経済問題」と題する綱領的な講演をおこない、そのなかで、「外国為替規制」および「在庫状況の減少」により、「状況は完全に変化した」とする認識を示したのである。しかもトーマスは、「日に日に困難となっている経済状況

は、さまざまな供給分野での国防軍の再編を直接的に脅かしている」との危機感を吐露する。さらにトーマスは、そうした経済危機への対応策として、三つの「応急措置」を提案する。第一は「ドイツに現存する在庫は国防軍用の供給に優先して配分」すべきである。第二は「外国為替の配分については、国防軍に必要なものについて無条件の優先順位を与える」べきである。第三は「対外貿易における独占の導入」である。⁽²⁶⁾

ここでとくに注目すべきは、トーマスが最後に述べた「対外貿易における独占の導入」であろう。これは、まさしくクラインおよびHAPROの南京プロジェクトに適用された原理なのであった。

さらに国防経済行政の観点から見ると、国防省内における国防経済部局の占める位置が、この外国為替危機・対外貿易危機の中で、顕著に拡大していたことが注目されなければならない。外国為替危機のさなかにあつた七月十六日、トーマスは、「頂上組織」と題する覚書の中で、つぎのような議論を展開する。まず、「戦時」においては、国防軍のすべての部局すなわち陸海空三軍の利害を「国防省軍務局に直属する単一の機関で集約する必要がある」。そのためには、「平時」においても「国防経済指導部」を建設しておかなければならない。他方、「軍拡全体に占める陸軍の割合は八〇％」という現状に鑑みれば陸軍が優先されるのは当然であるから、設立されるべき「国防軍備局」(Wehrnachrüstungssamt)では「陸軍の絶対的影響力」が確保されなければならない。それにともない「陸海空三軍の個別の兵器部は国防軍備局に直属しなければならない」。そうでなければ「戦争勃発後一四日間で経済におけるまったくの混乱状況が生まれるであろう」。しかもこうした国防軍備局という「単一の部局」のみが「経済上の動員を指導しうる」ことも認めなければならない。なぜなら経済というものは、たんにあれこれの組織によって動くのではなく、「偉大な専門知識、長年の経験および実践的認識によってのみ指導しうる」からである。

こうしたトーマスの考え方に対しては、当然のことながら、陸海空三軍に並ぶ「第四軍」が創設されるのではないかとの危惧が国防軍内にも存在した。しかしトーマスは、そうした懸念を押し切りつつ、基本的には陸軍兵器部の指導する国防経済部局の創設を提案するのである。この提案には、まさしく、「偉大な専門知識、長年の経験お

よび実践的認識」を有する国防経済官僚としてのトーマスの矜持が示されていたといえよう。⁽²⁷⁾ しかもこうした提案に基づきトーマスは、たとえ差しあたり折衷的に三軍経済機関および経済省との間での連絡調整機関にとどまったとはいえ、一九三四年一月一日、陸軍兵器部経済参謀部長から国防省軍務局に直属する新しい機関である「国防経済幕僚部」(Die Dienststelle Wehrwirtschaft und Waffenwesen, 一九三五年一月より Der Wehrwirtschaftsstab) の長に就任することとなるのである。⁽²⁸⁾

この新しい国防経済幕僚部の成立は、さらに、国防省の对中国政策の観点から見ると、国防大臣ブルムベルク——国防省軍務局長ライヒェナウ——国防経済幕僚部長トーマスという強力な親中派のラインが形成されたことを意味していたのである。

クライン・HAPROの中国における様々な計画は、以上のような政策上および組織上の立場にあるトーマスが全力で取り組んだ事業の一つなのであった。⁽²⁹⁾

3 「広東プロジェクト」第二次契約の締結とクラインの帰国

「広東プロジェクト」第二次契約の締結

しかし、この間クライン・HAPRO、国防省とトーマスがもつとも力を入れていた交渉相手は、南京中央政府ではなく、西南派、とりわけ陳済棠率いる広東派であった。なぜならドイツ国防省およびHAPROは、広東省と中華ソヴィエト共和国すなわち江西ソヴィエトの境界に存在していた豊穡なタングステン鉱に多くの魅力を感じていたからである。当時中国は世界のタングステン生産の半分以上を占めるといわれていた。⁽³⁰⁾

実際クラインは、七月初旬の北戴河におけるゼークトとの会談ののち、南京に赴く前に広州を訪れて広東省政府と交渉し、まず七月二〇日に(1)中国の原料資源とドイツの工業製品をパートナーで交易するための契約を締結し、

翌二一日には(2)鉄道建設に関する契約と、(3)港湾施設に関する契約を交わしたのである。⁽³¹⁾さらに八月の南京プロジェクト契約の締結後ふたたび広州に向かい、九月八日、広東派との間で防毒マスク工場(二九万香港ドル)の建設契約を締結した。また、広東派は返済をタングステン等の鉱物資源の対独輸出でおこなうこととし、鉱山開発のため、二億RMのクレジットをクラインに要請した。⁽³²⁾これらの契約(以下「広東プロジェクト第二次契約」と呼ぶ)は、前年七月二〇日にクラインと広東派との間で締結されていた武器工場建設契約(以下「広東プロジェクト第一次契約」と呼ぶ)と一体となって、クライン・HAPROの「広東プロジェクト」を形成することとなったのである(ただし、広東プロジェクト第一次契約はクレジット払いではなく、現金払いであった)。

ここで注目されるのは、南京プロジェクトに用意すべきクレジットが一億RMであったのに対し、広東プロジェクト第二次契約に用意すべきクレジットが二億RMであったことである。さらにこの間のクラインの行動を見ると、前述のように北戴河でのゼークトとの会談ののち、七月二〇日・二一日に広州で契約を締結し、その後牯嶺を訪れて八月二三日に孔祥熙との間で南京プロジェクト契約を締結したあと、ふたたび広州に戻って九月八日に広東派との間で追加契約を締結している。クラインの活動の重点が広東プロジェクトの実現に置かれているのは明かであった。実際、のちにHAPROの一メンバーが認めたように、ドイツ国防省にとって「広東の方が重要」であり、「南京協定は南京政権の不満を緩和するため」のものに過ぎなかったのである。⁽³³⁾

一九三四年九月下旬、クラインは、ドイツで関係諸官庁・諸企業との調整をおこなうため、南京プロジェクトおよび広東プロジェクト第二次契約という二つの成果をもって広州からベルリンへ約一ヶ月の帰途について。

蔣介石の抗議とドイツ外務省の対応

この間外務省では、南京プロジェクトに関するトラウトマンの報告を検討したが、その結果、一九三四年一〇月二一日、トラウトマンに返事を書き、(1)パートナー契約に関する中国との公式の交渉は考えていない、(2)ただし私

的な貿易交渉はこの限りではない、との返答をおこなった。⁽³⁴⁾ 外務省は、クラインの南京プロジェクトに関して、その背後に国防省やシャハトの支持があることを詳しく知らぬまま、それをクラインという私人によるものと判断し、当面介入しない姿勢を示した。そして、クラインの計画については、さしあたりクラインの帰国を待つという態度にとどめたのである。⁽³⁵⁾

しかしながら、この間、前年（一九三三年）七月に締結された広東プロジェクト第一次契約に基づき、広州では武器工場建設が大いに進捗していた。たとえば一九三四年一〇月二〇日、広州駐在ドイツ領事館のフォスカンプ（Hans Voskamp）は北平のトラウトマン公使を通じて外務省につきのように報告をおこなっていたのである。「すべての建物と施設は完成した。機械はすでにほぼ到着し、その組み立てが開始されている。電気設備の供給およびその組み立ての契約は中国ジーマンスが請け負った。コンクリート作業および機械の最終的な組み立てまではなお数ヶ月見込まれる。したがって、竣工および引き渡しの完了は来年の春になるだろう」。⁽³⁶⁾ これは三四年夏の広東プロジェクト第二次契約とは別のものであったが、こうした事態の進展は、南京中央政府から見れば、広東派すなわち潜在的な敵対者とドイツとの政治的な関係強化を意味していただけではなく、南京中央政府への直接的な軍事的脅威を形成することになった。

実際こうした広東での武器工場建設の進展は当然南京中央政府の知るところとなり、その激烈な反応を引き起こした。一〇月八日、国民政府外交部はドイツ駐在中国公使館に電報を打ち、こうした広東への武器工場建設を「あらゆる手段を以て阻止するよう」指示したのである。さらに翌九日、蔣介石自身がドイツ駐在中国公使館参事官譚伯羽個人に直接同様の指示を打電したのである。⁽³⁷⁾

譚伯羽は一〇月一五日にドイツ外務省を訪問し、この蔣介石の指示を外務省第四部のエールトマンズドルフ（Otto von Erdmannsdorff）に伝えた。すでに見たように、外務省と国防省は、去る二月一六日に会議を開き、広東プロジェクト第一次契約に関し、蔣介石とゼークトの会談を待つということでご合意したが、広東プロジェクトに関

し南京中央政府の合意を得ようとするゼークトの努力は、こうして、「成果のないまま」であることが外務省にも明白となり、蒋介石が広東プロジェクトに対し相変わらず極めて厳しい姿勢を維持していることが改めて浮き彫りにされたのである。⁽³⁸⁾

クラインの帰国と、ゼークトの心の闇

こうした政治的緊張状態の中で一〇月中旬にクラインが帰国し、ベルリンで関係各機関・関係各企業との交渉を開始することとなった。譚伯羽はライヒエナウの紹介で、一月初旬にクライン自身と面会した。この時クラインは、蒋介石との会談で広東プロジェクトに関する蒋介石の同意を得たと主張した。南京からの前述の訓令とは異なる内容に驚いた譚伯羽は、会談後ただちに南京に照会したが、南京からの返答によれば、蒋介石はクラインの会談で、広東プロジェクトへの同意を明示的に拒否したというのであった。⁽³⁹⁾

一月六日、中国公使館側は抗議のレヴェルをさらに引き上げた。すなわち同日、今回はドイツ駐在中国公使劉崇傑が南京政府外交部の指示に基づきドイツ外務省のマイアー (Richard Meyer) 第四部長 (東アジア担当) を訪問し、「広東への武器輸出を止めるよう蒋介石から指示を得ている」と述べ、クラインの広東プロジェクトに重大な抗議をおこなった。これに対しマイアーは調査を約束したが、しかし当該案件は純粹に私的な事業であって、「ドイツ政府はいささかも関与していない」との姿勢を維持したのである。⁽⁴⁰⁾

この劉崇傑の強い抗議を受けて、同日午後、マイアー部長は国防省軍務局長ライヒエナウおよびクライン本人と対応を協議することとなった。外務省を回避することに努めていたクラインではあったが、事態の展開は、こうしてクラインを外務省の前に引きずり出したのである。この席でクラインは、蒋介石が武器輸出を禁止したとの主張に「エネルギーに反論」し、逆に「蒋介石は抗議をしなかった」と述べた。クラインによれば、蒋介石とクラインの会談の内容はゼークトにも知らせてあり、現在蒋介石とゼークトとの間で案件が推進されているとい

うのであった。またライヒェナウは、陸軍兵器部が広東プロジェクトに「重大な関心」を示していると述べ、蒋介石の反発にもかかわらず広東プロジェクトを強力に推進する姿勢を示したのである。⁽⁴¹⁾さらにライヒェナウは、経済大臣シャハトも「賛意を伝えている」と述べて、対中国政策における「国防省—経済省連合」が成立していることを誇示したのである。

マイアーとライヒェナウは最後に、広東への武器輸出問題についてはゼークトと蒋介石の間での交渉と結論を待つこと、同趣旨をドイツ駐在中国公使館にも伝えることで合意した。結局、クラインの広東プロジェクトに関する議論は、二月一六日の関係各省庁会議の結論に逆戻りしたのであった。⁽⁴²⁾

ただし、外務省はこの時、必ずしもクラインの広東プロジェクトに全面的に反対する意図はなく、国防省の立場にある程度配慮する姿勢を示した。たとえば以上のようなライヒェナウとの会談を受けて外務次官ビューローは一月一二日、北平駐在ドイツ公使トラウトマンに電報を打ったが、その時ビューローは、「国防省がこの事業に有している重大な関心」を考慮しつつ、ゼークトおよびファルケンハウゼンと協議するようトラウトマンに指示した。その際ビューローは、広東プロジェクトは「なによりも機械の輸出」であり、アメリカ合衆国やイギリスがおこなっていることと何ら変わりはないことを蒋介石に強調するようトラウトマンに求めたのである。

このビューローの電報では、ファルケンハウゼンが事案に巻き込まれたことに注目する必要がある。ファルケンハウゼンは、当時、健康のすぐれないゼークトに代わり現場で実質的に顧問団長の役割を担っていたのであった。⁽⁴³⁾マイアー第四部長は一月二三日に劉崇傑に電話し、「蒋介石とゼークトの会談を待つ」という上記のドイツ政府の立場を伝えたが、その時マイアーは、ビューローがトラウトマンに伝えたように、「イギリスとアメリカの企業も広東政府に機械、航空機、武器などを輸出している」が、それに対し「南京中央政府はなんら抗議をおこなっていないではないか」と主張し、国防省の立場に配慮した応答をおこなったのである。⁽⁴⁴⁾

この間中国では二月初旬にトラウトマンが、外務省からの訓令に基づき、ゼークトに事態を問い合わせた。こ

れに対しゼークトは、「総統「ヒトラー」とドイツ帝国政府が南京政府との仮契約を承認した」と述べてクラインのプロジェクトにヒトラーの支持があることをほのめかした⁽⁴⁵⁾。しかしながらゼークトは、他方、つぎのようにも述べたのである。「広東武器工場「一九三三年契約」に対する総司令「蒋介石」の同意は与えられていない。さらに今年の夏、クラインは広東とのバーター貿易交渉への総司令の明示的な同意を得ようと努力したが、これも成果を得られなかった」。つまり、トラウトマンとの会談でゼークトは、クラインの広東プロジェクトに蒋介石の同意が得られていないことを洩々認めざるを得なかったのである。さらにゼークトは、それらを踏まえた上で、要請された蒋介石との会談に関し、つぎのように述べる。「つぎの会談で蒋介石が自発的に広東への武器工場輸出に言及するか否かを待ちたいと思う。私の方からその問題を蒋介石に持ち出すつもりはない」⁽⁴⁶⁾。

また、この会談では新たな事実が明らかとなった。すなわち、ゼークトに代わり現場で実質的に顧問団活動を指導していたファルケンハウゼンはこうした事態には「まったく関わっておらず」、むしろ彼は「広東への武器工場輸出には否定的」であるとの事実である。ゼークトは、自らの後継者の含みであったファルケンハウゼンにも広東プロジェクト交渉の詳細を伝えていなかった⁽⁴⁷⁾のである。

以上のような会談を通じてトラウトマンは、「ゼークトは広東への武器工場輸出について聞きたくもないし語りたくもなく」、「自分が後見した子ども「Patekind」を否認したいようだ」との印象を受けたのである。クラインの広東プロジェクトに対するゼークトの内心の嫌悪感は、すでに一九三三年の第一回中国訪問から芽生えていたが、それは以後もつねにゼークトの心の中に潜在していたといえよう⁽⁴⁸⁾。

4 ドイツ政府内・部局内の対立と混迷

ライヒエナウ対ファルケンハウゼン

以上のような会談内容を記したトラウトマンからの電報を、外務省はただちに国防省軍務局長ライヒェナウに転送した。⁽⁴⁹⁾これは、クラインの広東プロジェクトを遮二無二推進していたライヒェナウにとっては、極めて由々しき事態であった。⁽⁵⁰⁾とりわけライヒェナウにとって打撃であったのは、蒋介石の同意を得ていないことをゼークトが洩々認めたこと、また、自ら中国に送り出したファルケンハウゼンが広東プロジェクトに反対の態度を取ったことであった。

ファルケンハウゼンは実際、一九三四年二月二五日、ドイツ国防省の在華ドイツ軍事顧問担当連絡将校ブリンクマン (Rolf Brinkmann) に宛てて手紙を出し、「この数ヶ月、両巨頭「ゼークトと蒋介石」の間での会談が開催される予定であったが、いまだに実現していない」と報告した上で、つぎのように広東プロジェクトに関するゼークトの態度に否定的な態度を示したのである。「私は経済問題に関するゼークト將軍の活動に深入りしたくない。総司令と会談したり報告したりするときも、こうした問題にはいままで触れていない」。さらにファルケンハウゼンは、クラインゼークトの広東プロジェクト全体について、つぎのように批判したのである。「ドイツは中央政府のみを相手にすることが肝要であろう。腹立たしい広東スキャンダルはたびたび物議を醸しており、ひとつの汚点である。いずれにせよドイツから広東にいかなる武器も供給されないよう配慮することが必要であろう」。⁽⁵¹⁾

こうしたファルケンハウゼンの態度にライヒェナウは激怒し、翌一九三五年一月一〇日、つぎのような手紙をファルケンハウゼンに送ったのである。⁽⁵²⁾

すでに一九三三年におこなわれた広東政府との交渉は極めて重要であり、かつ国防省の利益に適っているので、国防省はその交渉に広範な支持を与えている。その際、外務省からの反対論をも除去することに成功した……。もちろん南京からはつねに紙の上での抗議が寄せられており、そのたびに外務省の抗議は繰り返されている。しかしながら、一九三四年にクライン氏により広東および南京政府との間で妥結された経済交渉は全ドイツ経済および国防軍の建設に長期的な重

要性を有しているため、シャハト・ライヒスバンク総裁をはじめドイツ政府はこの事業を広範に支持している。そのためこの事業はすでに「国防省の事業から」帝国政府自身の事業となったのである。クライン氏は国防省では無条件の支持を与えられており、この経済協定を成功裏に遂行することに大きな期待がかけられている。以上のことについて貴官に伝え、この事業に関する貴官の支援を要請することがこの書簡の目的である。貴官の影響力ある助言により、いまなお南京から発せられる些細な妨害工作を阻止していただければありがたい。

このライヒエナウの書簡は明らかに、たんに南京政府の主張を批判しているのみならず、ファルケンハウゼンにも広東プロジェクトへの「妨害工作」を止めるように強要するものであった。その上ライヒエナウは、「追伸」としたうえで、「広東との間で締結された契約についてはクライン氏から直接蔣介石総司令に報告されており、その際蔣介石は何らの反対も表明していない」と述べたのである。ライヒエナウは、南京国民政府から発せられた正式抗議を「紙の上での抗議」と無視し、「国防省の利益」の観点から外務省や現地ドイツ軍事顧問団の広東プロジェクト反対論を断固として排除する決意を示したのである。さらにライヒエナウは、この書簡は「国防大臣の指示により」書かれていると述べ、プロムベルクの権威を持ち出して駄目を押したのである。⁽³³⁾

しかしながら、もちろんファルケンハウゼンも黙ってはいなかった。三月一四日、ファルケンハウゼンはライヒエナウに宛てて返事を書き、穏やかではあるが毅然たる態度で、つぎのように指摘したのである。⁽³⁴⁾

私は総司令がクラインの広東での活動に対し、それが軍事的な意味を持つ限りにおいて、何度も、しかも非常に明確に反対したことを確認せざるを得ません。また私は、ベルリン駐在中国公使館の数度にわたる抗議が、総司令の特別の命令によって実行されたこと、また、この問題に関し総司令が繰り返しゼークト將軍を非難したこと、さらにゼークト將軍はそれに対し——私の知る限り——クラインの広東での活動はたんに経済活動に過ぎないと答えていることを確認せざるを得

得ません。……総司令は広東におけるドイツの軍事的活動を承認しないでしょうし、し得ないでしょう。彼は広東の平和的制圧を望んでおり、広東が軍事的に強化されれば平和的制圧が遅延するかまたは阻害されるからです。

このころファルケンハウゼンは老衰したゼークトに代わり現場で顧問団活動を指揮し、一九三四年末に五日間にわたって開催された要塞訓練などを通じて蒋介石の確固たる信頼を獲得しつつあった。そうした立場にあったファルケンハウゼンは、あくまで蒋介石と南京中央政府に忠誠を誓い、クライン||ゼークトの広東プロジェクトへの批判を緩めるつもりはなかったのである。⁽⁵⁵⁾

外務省内部の意見の分岐

国防省のみならず、外務省でもクラインのプロジェクトに関する意見はさまざまに分かれていた。すでに見たように中国駐在ドイツ公使トラウトマンは、主としてバーター貿易方式||「計画経済」への懸念および在中ドイツ商社保護の立場から、南京プロジェクトおよび広東プロジェクト双方に対し、「そのような計画がまともだとは思えない」として反対していた。さらに一九三四年二月二日、トラウトマンは、「クライン||ゼークト方式」が「中国におけるわが国の貿易の墓堀人」になる可能性を強く指摘し、「最近になってようやく東アジアを発見した連中」すなわち国防省やゼークトやクラインの独断専横を厳しく批判していたのである。⁽⁵⁶⁾

さらに東京駐在ドイツ大使ディルクセン (Herbert von Dirksen) も、日本に対する政治的配慮からクラインの広東プロジェクトに反対していたといわれている。⁽⁵⁷⁾ 東アジア国際関係をめぐって相対立する意見を表明することが多かったトラウトマンとディルクセンではあったが、クライン・プロジェクト反対では期せずして一致したのである。

一方ベルリンのドイツ外務省首脳は、当初、南京プロジェクトに対しても広東プロジェクトに対しても、「クラインの私的な事業」と位置づけて帝国政府の関与を否定していたが、その後、クラインの事業に関する国防省の関

与が明らかになると、「国防省の利益」を一定程度考慮する姿勢を示し始めた。しかし外務省は、そもそもクラインの計画について詳細な情報を得られぬまま、南京政府の広東プロジェクト批判に直面して対応に苦慮し、「蔣介石とゼークトの会談結果を待つ」という消極的な姿勢を維持するにとどまった。外務省本省もクラインの南京・広東両プロジェクトに関して必ずしも態度を鮮明にしていなかったといえよう。

しかしながら、すでに見たように、広東現地では、クラインの広東プロジェクト第一次契約にもとづく武器工場建設が順調におこなわれ、一九三五年春には竣工が予定されるほどに進捗していた。こうした事態は、現地ドイツ外交代表部、とりわけ広州の外交官に動揺をもたらした。すなわち一九三五年一月二日、北平駐在の公使館一等参事官プレッセン（Leopold Baron von Plessen）は、以下のように外務省に報告したのである。「広東の総領事館の見解によれば、すでに着手されていた建物の建設は完了し、つぎの作業が広範に展開されている。したがって、いまクライン氏と中国側の武器工場建設を阻止するならば、広東におけるドイツの一般的・経済的利益に深刻な打撃を与えることとなる」。現地ドイツ外交代表部の一部に、クラインの広東プロジェクトの既成事実を容認する傾向が生み出されたのである。⁵⁸⁾

一九三五年一月末、こうした外務省の混乱した状態に一応の終止符が打たれた。外務省は、クラインとHAPROからようやく南京契約および広東第二次契約の原文およびクラインの「交渉経過報告書」と題する長文の文書を取得したのである。⁵⁹⁾ 外務省貿易政策局のフォス（Hans Georg Voss）は、一月三十一日、クラインの二六頁にもおよび「交渉経過報告書」を検討したあと、「ナンセンス」「偽り」「×」「採算に合わない」「実際には何の役にも立たない」「まったく不明瞭」「重大な疑問符」「憂慮すべき」「夢想に過ぎぬ」などとする二九項目もの反対意見を記述した二三頁にわたる詳細な反論文書をまとめ、⁶⁰⁾ さらにそれを「鑑定書」と題する文書の中で以下のように要約したのである。「現状では、両契約は経済的に維持できず、政治的には疑義がある」。経済的に維持できない理由としてフォスは、(1)他国政府への担保なき国家クレジットの付与は前例がない、(2)中国側の反対給付がまったく曖昧である、

(3) 中国側の反対給付がそもそも可能なのか明かではない、(4) 中国側の対独輸出能力の開発（鉱山の開発など）に時間がかり、リスクをとまなう、などの諸点を挙げた。さらに政治的な疑義としてフォスは、(1) 広東の軍事化は南京の利益にとって有害であり、(2) 南京の軍事化は日本の利益にとって有害である、との見解を示した。⁽⁶¹⁾

さらに両契約の今後の扱いについてフォスはつぎのように述べる。まず両プロジェクトを「承認」しているといわれているヒトラー、国防省、シャハト、ケプラーらの意図を確認しなければならない。しかも第二に、その際、外務省は現在の規模での両プロジェクトに経済的にも政治的にも疑義があることを述べる必要がある。両プロジェクトの規模は可能な限り縮小すべきであり、両プロジェクトの執行に際してはできる限り注目を引かぬようにし、無害かつ非軍事的におこなうべきである。⁽⁶²⁾ こうして外務省は、このフォスの鑑定に基づき、両プロジェクトそのものに反対するのではなく、その規模の可及的縮小を（かつ広東プロジェクトについてはその非軍事化を）求めるという条件闘争⁽⁶³⁾に入っていくこととなる。

外務省の条件闘争

以上の方針を背景にフォスおよび外務省第四部（東アジア担当）のエールトマンズドルフは、翌二月一日、H A PRO のベルリン代表ロイス（Prinz Heinrich Reuß）の来訪を求め、両プロジェクトについて協議することとなった。この席でロイスは、クラインが「私人」ではなく「国防省の指示」の下に行動していることを洪々認めたのである。さらにロイスは、「南京に対する日本の圧力」は政治的に憂慮すべきだが、それは「そう深刻ではないし切迫もしていないだろう」として軽視する姿勢を示した。またクレジットについては「ライヒスバンク総裁シャハトも賛成している」としてシャハトの支持をひけらかし、さらに中国側反対給付の不明確性についてロイスは、「すべては両將軍「蔣介石と陳済棠」との信頼関係に基づいて」おり、「信頼が根拠を欠くというのであれば、どのように正確に契約を規定したとしても何の役にも立たないだろう」と居直ったのである。⁽⁶⁴⁾

さらに二月一日、外務省（第四部のマイアー部長およびエールトマンズドルフ）はライヒスバンクのユニネ部長（June）を訪問し、協議をおこなった。この席でユニネは、「独中貿易への強い誘因」が存在しており、さらに「わが国の原料供給のいっそうの強化」が期待されるので、シャハトと総統直属経済特別顧問ケプラーがクラインのプロジェクトを「非常に高く評価」し、「陸軍兵器部（トーマス大佐）もクラインを支持」しており、「総統も関心を持っているように思われる」と述べたのである。さらにユニネは、「国民経済一般からもプロジェクトは歓迎すべき」としながらも、他方、確かに「何らの担保もないこと」は経済的には非常に大きな疑点であり、「リスクは極めて大きい」と認めたのである。このためユニネは、広東と南京にクレジットを与えとしても、二千万RM以上を超えるようなものは許容し得ないとの姿勢を示した。すなわちここでユニネは、南京についてそのクレジット規模を五分の一に、広東については一〇分の一に縮減することを考えていたのである。⁶⁶

こうしたユニネの主張に対しマイアー第四部長は、以下のように述べた。「中国と付加的な物々交換を実現しようというすべての計画を外務省は温かく支持する。また、工業産品を対価として原料を確保する可能性は利用されるべきである」。さらに国防上必要な場合は大きなリスクを甘受しなければならないことにも外務省は異議を唱えない。しかしながら、その前提条件として、原料は予定された期間内に確実に納入されなければならないし、一定の財政的担保も用意されなければならない。「最後に」、両契約は南京・広東間、南京・日本間の「政治的紛糾」をもたらすようであってはならない。ただしマイアーは、クラインとなおいくつかの問題点を協議しなければ、「外務省の最終的な態度は決定し得ない」と述べ、条件闘争を継続する姿勢を示したのである。⁶⁷

さらにマイアーは、三日後の二月四日、国防経済幕僚部長トーマスと協議し、広東プロジェクトに関する国防省の態度を質すこととなった。この席でトーマスはまず陸軍の原料需要を満たすという「無条件の必要性」から国防大臣ブルムベルクとライヒスバンク総裁シャハトがクラインのプロジェクトを「基本的に支持している」ことを明らかにしたうえで、「陳済棠はいままでつねに現金で支払いをおこなっている」ので「リスクはわずかであるよ

うに思われる」との判断を示した。これに対しマイアーは、「外務省は原料需要の充足に関する国防省の要請を100%支持する」し「比較的大きなリスクを受け入れる用意がある」と譲歩したが、「原料が実際に存在するか、あるいは利用可能か」を確認しなければならぬし、この点に関するクラインの「交渉経過報告」は広東の財政状況および原料供給能力、とりわけタングステンの供給能力を過大に評価しており、外務省から見れば問題であると述べた。さらに政治的な疑問点としてマイアーは、クラインが帝国政府、とりわけ国防省の「隠れたエージェント」としてふるまっているが、日本がそれを見逃すわけでもないし、何よりも「蔣介石がクラインの広東プロジェクトを承認しないし黙認するか否か」を確認することが重要であると述べたのである。⁽⁶⁸⁾

こうしたマイアーの議論に対しトーマスは比較的冷静に「クラインの主張が実際に正しいか否かを明らかにする必要がある」と述べ、事態の明確化を待つ姿勢を示した。マイアーもこれに同調する形で、事態が明確になったあとで関係各省庁による会議を開きたいと述べたのである。⁽⁶⁹⁾

以上のように外務省は、蔣介石の意思を確認する必要を強調したが、実際、前年二月初旬のゼークトへの問い合わせに続き、一九三五年二月一二日、外務大臣ノイラートが中国駐在ドイツ公使館に指示を出し、ゼークトに直接改めて問い合わせよう求めた。⁽⁷⁰⁾ この指示を受けてゼークトを訪問した公使館参事官ラウテンシュラーガーに対し、ゼークトは以下のように述べたのである。⁽⁷¹⁾

蔣介石の側からは、いままでクラインの広東プロジェクトに関して明示的な承認はおこなわれていないし、またそれを期待することもできないだろう。したがって私は今までそのような問い合わせをしていない。総司令に立場表明を強いなければ、彼は時折形式的な抗議をおこなう以外はとくに難題を持ちかけることはないだろう。

すなわちゼークトは、クラインの広東プロジェクトに蔣介石の承認がないことを再度認めたのである。

ノイラートは二月下旬、以上のような展開を受け、シャハト、ライヒエナウおよび財務大臣クロージク (Lutz Graf Schwein von Krosigk) に宛てて覚書を送付し、⁽²⁾ クライン・プロジェクトに対する外務省の基本方針を伝えたのである。ノイラートはまず以下のような基本的姿勢を明確にする。

原料資源を工業産品と交換で確保する可能性を利用することは当然であり、外務省はそれを強く支持する。しかも国防の利益にとって必要な原料であればなおさらである。さらに外務省は、バーター貿易の基礎の下に独中経済関係を拡大しようとする活動を熱烈に歓迎する。

しかしながらノイラートによれば、クラインのプロジェクトは政治的にも経済政策的にも「多くの重大問題」を投げかけている。経済的には、現在「中央政府も広東政府も財政状態が非常に危機的」であるので、担保のないクレジットを前提とするような事業を許可することはできない。政治的には南京と広東の間に緊張状態が存在し、日本外交も中国からの「外国の影響力排除」を狙っている。こうしたことから、少なくとも広東とのクレジット契約の決定は南京とのクレジット契約のあとにおこなうべきであるし、輸出するとしても、少なくとも非軍事的な事業（造船所、鉱山設備、鉄道、港湾）などから始めるべきである。

以上のような立場から外務省は、鉱物資源を中心とした広東の返済能力を調査するため、専門家委員会の派遣を提案したのである。委員会は、八ヶ月から一二ヶ月間をかけて広東で調査をおこない、広東にクレジットを与えるべきか否か、与えるとしてどの程度の額がリスクに見合うか、判断すべきである。さらに、政治的に重要な条件として外務省は、クラインが何らかの公的ないし半官的な任務を帯びているかのような印象を与えてはならないし、中国国内政治上ないし東アジア国際政治上のトラブルは絶対に避けるべきであると述べたのである。

すなわち外務省はここで、政治的・経済的なトラブルを可及的に回避するため、広東へのクレジット契約締結を

先延ばしにし、広東の経済的実情、とりわけ鉱物資源の供給能力を詳細に検討するよう、ライヒスバンク（総裁シヤハト）、財務省（財務大臣クロージク）および国防省（軍務局長ライヒエナウ）に提案したのである。⁽³⁾

5 「広東プロジェクト」の拡大

クラインの華南鉄道計画・工場建設計画

この間、広東プロジェクトに関する外務省の憂慮にもかかわらず、クラインの南京プロジェクトはともかくも順調に推移した。ゼークトが南京領事館のラウテンシュラーガーに語ったところによれば、一九三五年一月三十一日にゼークトを接受した蒋介石は、クラインの南京プロジェクトについて再度了承し、中国からドイツに輸出しうる原料資源のリストを一週間以内に用意するとまで語ったのである。その上で蒋介石は、三月にクラインが再訪中するのを待ってクレジットを含めた最終的な契約を締結し、個別問題を調整したいと述べたとされる。⁽⁴⁾ゼークトの報告内容はかなり割り引いて判断する必要があるが、広東プロジェクトは別として、蒋介石はクラインの南京プロジェクトを全面的に承認していたといえよう。

しかしながらクラインは、この間、一九三三年七月の広東プロジェクト第一次契約、三四年七月および九月の第二次契約に加え、新たな契約を陳済棠との間で締結する工作を密かに進めていたことが明らかとなる。

一九三四年一月上旬、総統直属経済特別顧問ケプラーの紹介でクラインがライヒ鉄道総裁ドルブミュラー (Julius Doppenl) を訪問し、広東派との間で華南の鉄道建設に関する契約を締結するとの計画を開陳したのである。それによれば、広州―汕頭線、広州―トンキン線、広州―貴州線の三路線計一五〇キロの建設を予定しており、広東政府は対価として広東と内陸部の生産物を宛てる計画であるという。その際土木工事は中国側が請け負うが、レール、車輛、橋などはドイツから輸入しなければならず、そのためクラインはドイツの鉄道技術者を求めていると

いたのであった。いったい誰が先行投資するのかというドルプミュラーの質問に対しクラインは「私自身が支払う」と答え、さらに「南京政府の了承を得ているのか」という問いにクラインは「計画について蒋介石と協議し、その了解を得ている」との回答をおこなったのである。

これに驚いたドルプミュラーは一月一二日に外務省第四部(東アジア担当)のキュールボーン (Georg Kuhlborn) 公使館参事官に電話で報告し、意見を求めることとなった。ドルプミュラーによれば、そのような鉄道建設計画には二億から三億RMの費用がかかると思われるが、外務省の側で異議はないかと尋ねたのである。キュールボーンはこれに対し、クラインの契約の詳細は外務省に知らされていないが、そのような契約の締結は「一瞥しただけもほとんど不可能」と述べたのである。⁽⁷⁶⁾

さらに、一月三二日に外務省に届けられたクラインの「交渉経過報告書」には「広東および隣接諸省はドイツ経済およびドイツ産業にとってほとんど無尺蔵の活動分野」であり、そのため「一連の工場および交通設備の建設が不可欠」であるとされ、以下のような建設計画が予定されていたのである。(1) 鉄道網、(2) 広州の港湾設備、(3) 民間および海軍の造船所、(4) 自動車工場、(5) 製鉄工場、(7) 武器工場、(8) 石炭液化設備、その他の工場。クラインによれば、陳済棠はこうした一連の工場の建設と計画を「私の手に委ねた」というのであった。⁽⁷⁶⁾ 外務省貿易政策局・フォスがこの「交渉経過報告書」に記したようなクラインの行動の特徴、すなわち「偽り」「ナンセンス」「夢想」は、まさしくとどまるところを知らなかったといえよう。⁽⁷⁷⁾

広東ドイツ軍事顧問団問題

加えて一九三五年三月、南京駐在ドイツ軍事顧問団とは別の軍事顧問団が広東に設立されるという情報が伝わり、蒋介石を強く刺激することとなった。⁽⁷⁸⁾ すなわち三月中旬、在華ドイツ軍事顧問団のファルケンハウゼンは駐華公使トラウトマンとの会談の中で、ドイツ陸軍兵器部の毒ガス専門家ベーツォルト (Bezdold) と、シユメーディング

(Schning) が広東に到着し、そのため「中国人高官に動揺が広がっている」と伝えたのである。さらにトラウトマンによれば、ゼームスドルフ將軍 (Hans Schunstorff) と五名の將校が「国防省の了承の下に」中国訪問の途上にあり、ゼームスドルフは広東で「軍事顧問団長のポストに就任する」予定であるというのであった。⁽²⁹⁾

以上のような事態を受け、三月二日、ファルケンハウゼンは、すでに述べたライヒェナウ宛の書簡の中で、つぎのように述べていたのである。⁽³⁰⁾

ドイツの兵器部の要員が広東で活動しており、さらにゼームスドルフ將軍が訪中の旅の途上にあるという噂が多くの人から小官に伝えられており、その噂はプリンクマン「ドイツ国防省の在華軍事顧問団担当連絡將校」によって確認されています。私はいままで誰に問われても『何も知らない』と答えられましたが、しかしプリンクマンが確認した以上、状況は小官にとつて厄介なものとなっています。いずれにせよ、中国で激しい嵐が吹き荒れるのを覚悟する必要があります。その嵐は、われわれ在華ドイツ軍事顧問団の活動だけではなく、クラインをも含めたすべてのドイツ人の中国での活動を容易に一掃し去ってしまうでしょう。それにより広東での活動も終了してしまうのは明白です。これがドイツ外交とドイツ経済の利益に適うのか否かは小官には判断できませんが、個人的には非常に遺憾に思います。

トラウトマンから詳細な電報を受けた外務省貿易政策局のフォスは三月一八日、覚書を記し、「広東諸契約の軍事的部分の実行が始まっており、さらに、それを超えて、広東に軍事顧問団が設立されたとの推測が成り立つ」との判断を示したのである。しかもフォスによれば、南京のドイツ軍事顧問団の立場は、軍事顧問団とドイツ国防省の「蔣介石に対する忠誠」に基づいており、したがって、ドイツ軍事顧問団の存続は、「蔣介石の信頼が揺るがぬ限りにおいてのみ可能」なのである。こうした判断からフォスは以下のように提案する。「独中関係と独中貿易の利益、さらに南京駐在ドイツ軍事顧問団の地位を考慮して、広東におけるわが国の軍事活動を、蔣介石が許容す

る範囲内に留めておくべきであろう」。⁽⁸¹⁾

なお、フォスによれば、前述のファルケンハウゼンの見解は、「外務省の立場と完全に一致」⁽⁸²⁾していた。国防省⁽⁸³⁾はシャト連合に対する外務省⁽⁸⁴⁾はファルケンハウゼンの政策連合が事実上成立していたのである。

こうした外務省⁽⁸⁵⁾はファルケンハウゼン連合の主張に対し、プロムベルク国防大臣は激烈に反応した。三月二三日、プロムベルクは外務省とファルケンハウゼンに文書を発し、以下のように述べたのである。⁽⁸⁶⁾

兵器部の二人の要員が広東に到着したというファルケンハウゼン將軍の報告は正確ではない。私的な契約に基づき、顧問としてゼームスドルフ退役大將が、プロイ退役大佐「Kurt Peur」を伴って最近広東に到着した。さらに三—四名の退役將校の広東への出發が予定されている。彼らは同じく私的な契約に基づいて広東に向かう。

わが国には關係の形成のため広東に顧問を派遣する権利があり、この権利は南京の抗議にもかかわらず確保されなければならない。さらにライヒ經濟大臣「シャハト」も広東との經濟關係の形成に多大な価値を置いているが、これも当然のことであろう。

ここでプロムベルクはゼームスドルフらの顧問契約を「私的」なものであると強弁し、陸軍兵器部の関与を否定する一方で、「わが国」が顧問を派遣する「権利」を主張しており、論理的な整合性にまったく頓着しない姿勢を示した。彼は、国防省⁽⁸⁷⁾は經濟省連合を政治的に誇示して強引に外務省およびファルケンハウゼンを威圧しつつ、遮二無二広東派との關係の深化を目指していたといえよう。

ゼークトの帰国、ヒトラー⁽⁸⁸⁾はクラインの中國再訪

さてこの間蔣介石は、広東における武器工場建設の既成事実が進行しており、さらにゼークトから何らの説明

もないことに業を煮やし、一九三四年一二月半ば、意を決し、ゼークトに直接書簡を送ることにした。この書簡の中で蒋介石はゼークトに「広東武器工場計画に関する書面での態度表明」を要求したのである。これは、蒋介石にとってもゼークトにとっても極めて不快な事態であった。すでに見たように、ゼークトはこの蒋介石の問いをはぐらかして何とかしのいでいたが、それにより「蒋介石とゼークト関係は冷却化した」といわれるにいたった。⁽⁸⁵⁾

一九三四年四月に再訪申したとき、ゼークトは遅くとも翌三五年一月に帰国するつもりでいたが、この間、クラインの広東プロジェクトをめぐる政治的交渉が遷延したため、予定通りに帰国することはできなかった。しかしながら、死を予感させるほど体調を崩した上に、クラインの広東プロジェクトをめぐる蒋介石との葛藤が加わり、ゼークトの身体的・精神的ストレスは相当程度昂進していたというべきであろう。一九三五年三月一日、彼は蒋介石に宛てて辞表を提出し、受理はされなかったが、さしあたり三ヶ月の帰国休暇を得たのである。⁽⁸⁶⁾

一方クラインも、当初の予定では二月中旬にジェノヴァから中国に向けて出発する予定であったが、広東プロジェクトに関する外務省やファルケンハウゼンの抵抗など予想外の困難に直面し、出発を延期せざるを得なかった。

しかしその後クラインは、二月二八日、おそらく国防省の強い推薦により、総統ヒトラーとの面会に成功したのである。この時クラインは、中国から持参した陳済棠の直筆の手紙と肖像写真および蒋介石の肖像写真をヒトラーに提出した。さらにクラインは内閣官房長官ランマース (Hans Heinrich Lammers) に、中国へ戻る際、陳済棠および蒋介石に渡すため、ヒトラーの直筆書簡および肖像写真を用意するよう依頼したのである。⁽⁸⁸⁾

ランマースはこのクラインの要望に沿う形で陳済棠および蒋介石に渡すためヒトラー名義の書簡の草案を作成し、外務省に送付した。ヒトラーの陳済棠宛て書簡案文にはつぎのように記されていた。「特別の満足を以て私はバーター契約を歓迎します。私はその重要性を十分に認識しており、貴国と我が祖国に祝福をもたらすことを望みます。私は契約の実現をあらゆる方法で促進いたします」。さらに蒋介石宛書簡案文にはつぎのように記されていた。「私はバーター契約を中国とドイツの友好的協力の証しとして歓迎し、その契約が両国の経済的再建に大きく

役立つことを信じます⁽⁸⁹⁾。すなわちクラインは、広東プロジェクトおよび南京プロジェクトへのヒトラーのお墨付きを求めたのである。

これに対し外務大臣ノイラートは三月九日、ランマースに返答し、「国家元首としての総統は、中国の両将軍の友好的な意思表示に対して直筆書簡で応えるべきではない」との原則論を述べたのち、それに代えて、蔣介石および陳済棠にヒトラーの写真のみを贈ることを提案したのである。しかしその際ノイラートが「両将軍の友好的な意思表示に対する総統の心からの感謝の言葉を伝達するようクライン氏に委任する」と述べたのは、事の性質上やむを得ぬとはいえ、結果的にクラインをさらに増長させる原因の一つとなったといえよう⁽⁹⁰⁾。このノイラートの提案はヒトラーに上げられ、その了承を得た⁽⁹¹⁾。

こうして一九三五年三月、ゼークトは帰国の途に、クラインは中国再訪の途につくことになる。

- (1) 『事略稿本』一九三四年四月一日条、第二五卷四五二頁。
- (2) 『事略稿本』一九三四年四月二三日条、第二五卷四五八頁。
- (3) 『事略稿本』一九三四年五月一日および二日条、第二六卷四頁および一六頁。
- (4) Die Gesandtschaft in Peking an das AA vom 29. Mai 1934. in: ADAP, Serie C, Dok. Nr. 473, S. 837-834.
- (5) 『事略稿本』一九三四年五月三日条および五日条、第二六卷一八頁および二五頁。ゼークトの権限について、さらに詳しくは、Hans Meier-Welcker, „Generaloberst Hans von Seeckt“, in: Bernd Martin (Hrsg.), *Die deutsche Beraterschaft in China. Militär-Wirtschafts-Aufgepolitik*, Düsseldorf: Droste 1981, S. 126-127.
- (6) Die Gesandtschaft in Peking an das AA vom 29. Mai 1934. in: ADAP, Serie C, Dok. Nr. 473, S. 837-834.
- (7) Ebenda.
- (8) 本稿(一)、『成城法學』第七九号(二〇一〇年三月)、六五一—六六頁。
- (9) Die Gesandtschaft in Peking an das AA vom 29. Mai 1934. in: ADAP, Serie C, Dok. Nr. 473, S. 837-834.
- (10) 『事略稿本』一九三四年五月三日条、第二六卷一八頁。
- (11) 『事略稿本』一九三四年五月一日条、第二六卷六八頁。

- (12) Die Gesandtschaft in Peking an das AA vom 29. Mai 1934, in: ADAP, Serie C, Dok. Nr. 473, S. 837-834.
- (13) Bernd Martin (Hrsg.), *Die deutsche Beratertschaft in China. Militär-Wirtschaft- Außenpolitik*, Disseldorf: Droste 1981, S.414 Anm.1. H A P P R O の成立については、本稿第一章第二節「クラインの『広東プロジェクト』の進展とH A P P R Oの成立」(『成城法学』前号五九一―六三頁)を参照された。
- (14) Aufzeichnung Trautmanns vom 19. August 1934, Anlage I zu Bericht Trautmanns an Bülow vom 28. August 1934, in: ADAP, Serie C, Bd. III, S. 353-354.
- (15) Verhandlungs-Bericht von Hans Klein, Anlage zu Aufzeichnung Voss vom 31. Januar 1935, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096187-096211.
- (16) Aufzeichnung Trautmanns vom 19. August 1934, Anlage I zu Bericht Trautmanns an Bülow vom 28. August 1934, in: ADAP, Serie C, Bd. III, S. 353-354.
- (17) Ebenda.
- (18) 「中国農産品与德国工業品互換実施合同」(一九三四年八月二三日)、「中国第二歴史檔案館編『中德外交密檔(一九二七―一九四七)』桂林:广西師範大学出版社、一九九四年(以下「中德外交密檔」と略)三二四―三二六頁; Ausführungs-Vortrag über den Austausch von Rohstoffen und Landesprodukten Chinas gegen Industrie- und Sonstige Erzeugnisse Deutschlands, in: Walther Eckert, *Die H A P P R O in China*, Graz, o. D., Anhang; Bernd Martin (Hrsg.), *Die deutsche Beratertschaft in China. Militär-Wirtschaft- Außenpolitik*, Disseldorf: Droste 1981, Dokument Nr. 15, S.410-411.
- (19) „Vortrag vor Changkaihshek“, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096174. 残念ながら、この蔣介石クライン会談の日は、『事略稿本』などによっても確定できな。『第三帝国』の政府内政治における政治資源としての「情報」について、参照、田嶋信雄「ナチズム外交と『満洲国』」東京:千倉書房、一九九二年、一〇二頁。
- (20) Trautmann an Bülow vom 28. August 1934, in: ADAP, Serie C, Bd. III, Dok. Nr. 180, S. 352-353.
- (21) Anmerkung der Herausgeber (3), ADAP, Serie C, Bd. III, S.353.
- (22) 参照: 田嶋信雄「武器輸出解禁の政治過程―ナチス・ドイッチと対中国武器輸出問題 一九三三―一九三六年」成城大学法学会編『二世紀における法学と政治学の諸相』信山社、二〇〇九年、一六四―一六五頁・熊野直樹「ナチス一党支配体制成立史序説―フーゲンベルクの入閣とその失脚をめぐる」東京:法律文化社、一九九六年。
- (23) Rundetlaß des AAs vom 20. August 1934 (gez. von Ritter), in: ADAP, Serie C, Bd. III, Dok. Nr. 169, S. 334-338.
- (24) Rundetlaß des AAs vom 18. Juni 1934 (gez. von Ulrich), in: ADAP, Serie C, Bd. III, Dok. Nr. 14, S. 25-35. 田嶋信雄「ナチズム外交と『満洲国』」東京:千倉書房、一九九二年、一九九―二〇〇頁。
- (25) Rundetlaß des AAs vom 25. August 1934 (gez. von Ritter), in: ADAP, Serie C, Bd. III, Dok. Nr. 175, S. 346-348; Rundetlaß des AAs vom 13. September 1934, in: ADAP, Serie C, Bd. III, Dok. Nr. 207, S. 398-399. シャハートの「新計画」については邦語でも多くの文献があるが、ここではとくに栗原優「第二次世界大戦の勃発」名古屋:名古屋大学出版会、一九九四年、第二章第三章「新計画体制の成立」一一一

- 二—三三八頁を挙げておく。
- (26) „Umbau des Heeres und Wirtschaftslage“ vom 19. Juli 1934 (gez. von Thomas), in: BA-MA, RW19/v. WtH5/406, Bl. 204-207.
- (27) „Spitzgliederung“ vom 16. Juli 1934 (gez. von Thomas), in: BA-MA, RW19/v. WtH5/383.
- (28) „Wehrmachtsamt Nr. 1/34 g. K. W. Wt.“ vom 1. November 1934 (gez. von Reichman) mit Anlagen, Geschäftsverteilungsplan: Wehrwirtschafts- und Waffenwesen (W)“ und „Geschäftsverteilungsplan: Wehrwirtschaftliche Abteilung“ (o. D.), in: BA-MA, RW19/v. WtH5/383, Teil 2. トーマスは、幾度かの改名や改編をともなうつも、一九四四年までの機関を維持した。ワグンは煩瑣を避けるため、便宜的に機関名を「国防経済幕僚部」としておく。
- (29) ナチズム外交における各政策参画者の政治的起動因としての組織的利害について、参照、田嶋信雄「ナチズム外交と『満洲国』」東京：千倉書房、一九九二年、九四—九六頁。
- (30) 参照、飯島典子「清末から民国期にかけての広東・江西に跨るタンクステン開発」『中国研究月報』二〇〇九年三月号。
- (31) „Vorwort zum nachstehenden Vertrag“ und „Vertrag über den Austausch von Rohstoffen und Landesprodukten der Kwangtung-Regierung gegen Industrie- und sonstige Erzeugnisse Deutschlands“, gez. am 20. Juli 1934, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096100-104; Anmerkung der Herausgeber (3), ADAP, Serie C, Bd. III, S. 353. 製鉄工場（一二二六万香港ドル）、港湾施設（三三〇万香港ドル）、火薬工場（四三二一万香港ドル）。
- (32) Verhandlungs-Bericht von Hans Klein, Anlage zu Aufzeichnung Voss vom 31. Januar 1935, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096151; 「克龍与広東当局籤訂之『防毒面具廠合約』」『中德外交密档』四六八—四七一頁。
- (33) Aufzeichnung Voss vom 2. Februar 1935, in: ADAP, Serie III, Dok. Nr. 476, S. 879-881.
- (34) Trautmann an das AA vom 16. Dezember 1934, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096028-H096046, hier H096030.
- (35) Anmerkung der Herausgeber (1), ADAP, Serie C, Bd. III, S. 353.
- (36) Vorkamp an die deutsche Gesandtschaft Peking vom 20. Oktober 1934, in: PADAA, IV OA, Allg. Bd. 211/3, H098359.
- (37) Aufzeichnung Erdmannsdorffs vom 15. Oktober 1934, in: PADAA, IV OA, Allg. Bd. 211/3, H098341-342.
- (38) Ebenda.
- (39) Aufzeichnung Erdmannsdorffs vom 3. November 1934, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096006.
- (40) Aufzeichnung Meyers vom 6. November 1934, in: ADAP, Serie C, Bd. III, Dok. Nr. 301, S. 560-561.
- (41) Ebenda.
- (42) Ebenda.
- (43) Auszug aus einem Brief von Falkenhausen an Brinkmann vom 25. Dezember 1934, in: PADAA, Abt. IV OA, Allg. Bd. 211/3, H098386-098393.
- (44) Anmerkung der Herausgeber (4), ADAP, Serie C, Bd. III, S.561.
- (45) 「第三帝国」の政府内政治における政治的手段としての「ヒトラー・シンボル」について、参照、田嶋信雄「ナチズム外交と『満

- 洲国』東京：千倉書房、一九九二年、九九一—一〇〇頁。
- (46) Trautmann an das AA vom 1. Dezember 1934, in: *ADAP*, Serie C, Bd. III, Dok. Nr. 366, S. 677.
- (47) Ebenda.
- (48) Ebenda. 「広東プロジェクト」に関するゼークトの「心の闇」について、参照、田嶋信雄「ゼークトの中国訪問 一九三三年」『成城法学』第七七号（二〇〇八年三月）、とくに第六節「広東プロジェクトの成立と、ゼークトの心の闇」、三五—三九頁。
- (49) Das AA an Reichenu vom 4. Dezember 1934, in: *PADAA*, „Projekt Klein“, 6680/H096024.
- (50) ちなみに、クラインの広東プロジェクトには、ライヒェナウの実弟が広東現地で関わっていた。Voskamp an die deutsche Gesandtschaft Peking vom 20. Oktober 1934, in: *PADAA*, IV OA, Allg. Bd. 211/3, H098359. フライブルク大学のヘルント・モーティン教授がHAPROの当事者におこなったインタビュー（一九八〇年九月二日）によれば、ライヒェナウはクラインに頼み込んで「一家の黒い羊」である弟を広州のHAPRO事務所に送り込んだが、「怠け者のうえ陰謀家」である弟は「争いの種を蒔くのみ」だったため、HAPROは手切れ金を渡して弟をインドシナに追放したという。Brend Martin (Hrsg.), *Die deutsche Botschaft in China. Militär-Wirtschaft-Außenpolitik*. Düsseldorf: Droste 1981, S. 416, Anm. 14. 以下は「ナチズム外交における政策参画者の起動因としての個人的利益」が示されているところをえよう。参照、田嶋信雄『ナチズム外交と「満洲国」』東京：千倉書房、一九九二年、九六—九七頁。
- (51) Auszug aus einem Brief von Falkenhansen an Brinkmann vom 25. Dezember 1934, in: *PADAA*, Abt. IV OA, Allg. Bd. 211/3, H098386-393.
- (52) Reichenu an Falkenhansen vom 10. Januar 1935, in: *BA-MA*, Msg 160/7, Bl. 45-46.
- (53) Ebenda. 「第三帝国」の政府内政治における政治的手段としての「大臣シンボル」について、参照、田嶋信雄『ナチズム外交と「満洲国」』東京：千倉書房、一九九二年、九九—一〇〇頁。
- (54) Falkenhansen an Reichenu vom 14. März 1935, in: *BA-MA*, Msg 160-7, Bl. 41-43.
- (55) Auszug aus einem Brief von Falkenhansen an Brinkmann vom 25. Dezember 1934, in: *PADAA*, Abt. IV OA, Allg. Bd. 211/3, H098386-098393.
- (56) Trautmann an Neurath vom 22. Januar 1935, in: *ADAP*, Serie C, Bd. III, Dok. Nr. 504, S. 938.
- (57) Aussenvermerk Willings vom 18. Januar 1934, in: *PADAA*, „Projekt Klein“, 6680/H096069-70.
- (58) Pressen an das AA vom 2. Januar 1935, in: *PADAA*, „Projekt Klein“, 6680/H096050.
- (59) „Verhandlungsbericht“, in: *PADAA*, „Projekt Klein“, 6680/H096187-096213.
- (60) „Slektl-Kleinl Geschäfte“, in: *PADAA*, „Projekt Klein“, 6680/H096151-173.
- (61) Aufzeichnung Voss vom 31. Januar 1935, in: *ADAP*, Serie C, Bd. III, Dok. Nr. 472, S. 873-874.
- (62) Ebenda.
- (63) 「第三帝国」の政府内政治における「条件闘争」について、参照、田嶋信雄『ナチズム外交と「満洲国」』東京：千倉書房、一九九二年、一〇七頁。

- (65) Aufzeichnung Voss vom 2. Februar 1935, in: *ADAP*, Serie C, Bd. III, Dok. Nr. 476, S. 879-881.
- (66) 「第三帝国」の政府内政治における「総統の意志の推測」の意味および政治的機能について 参照、田嶋信雄『ナチズム外交と「満洲国」』東京：千倉書房、一九九二年、八九—九〇頁。
- (66) Aufzeichnung Erdmannsdorffs vom 11. Februar 1935, in: *ADAP*, Serie C, Bd. III, Dok. Nr. 488, S. 902-904. Ebenda.
- (67) Aufzeichnung Erdmannsdorffs vom 14. Februar 1935, in: *ADAP*, Serie C, Bd. III, Dok. Nr. 491, S. 908-910. Ebenda.
- (68) Anmerkung der Herausgeber (1), *ADAP*, Serie C, Bd. III, S. 913.
- (69) Lautenschlager an das AA vom 15. Februar 1935, in: *ADAP*, Serie C, Bd. III, Dok. Nr. 494, S. 913-914.
- (70) Anmerkung der Herausgeber (7), *ADAP*, Serie C, Bd. III, S. 947.
- (71) Neurath an Krosigk vom 27. Februar 1935, in: *ADAP*, Serie C, Bd. III, Dok. Nr. 508, S. 944-947.
- (72) Lautenschlager an das AA vom 15. Februar 1935, in: *ADAP*, Serie C, Bd. III, Dok. Nr. 494, S. 913-914. 『事略稿本』ではこの蔣介石にゼーグーと念誤や確認が必要。
- (73) Aufzeichnung Erdmannsdorffs vom 14. Februar 1935, in: *PADAA*, „Projekt Klein“, 6680/H096047-049.
- (74) „Verhandlungs-Bericht“ Kleins, in: *PADAA*, „Projekt Klein“, 6680/H096190-191.
- (75) „Stlekt|Klein|Geschäfte“, in: *PADAA*, „Projekt Klein“, 6680/H096151-173.
- (76) Aufzeichnung Voss vom 18. März 1935, in: *PADAA*, „Projekt Klein“, 6680/H096255-260.
- (77) Anmerkung der Herausgeber (1), *ADAP*, Serie C, Bd. III, S. 1020-1021.
- (78) Falkenhäusen an Reichenau vom 14. März 1935, in: *BA-MA*, MsG 1607, Bl. 41-43.
- (79) Aufzeichnung Voss vom 18. März 1935, in: *PADAA*, „Projekt Klein“, 6680/H096255-260. Siehe auch Anmerkung der Herausgeber (3), *ADAP*, Serie C, Bd. III, S. 1021. Ebenda.
- (80) 「第三帝国」の政府内政治における「政策連合」について、参照、田嶋信雄『ナチズム外交と「満洲国」』東京：千倉書房、一九九二年、一〇六頁。
- (81) Blomberg an Neurath vom 23. März 1935, in: *ADAP*, Serie C, Bd. III, Dok. Nr. 554, S. 1020-1021.
- (82) Trautmann an das AA vom 15. Dezember 1934, in: *PADAA*, „Projekt Klein“, 6680/H096025.
- (83) Trautmann an Neurath vom 1. März 1935, in: *ADAP*, Serie C, Bd. III, Dok. Nr. 512, S. 950-951.
- (84) Aufzeichnung Voss vom 2. Februar 1935, in: *ADAP*, Serie C, Bd. III, Dok. Nr. 476, S. 879-881.
- (85) Rk. 1937/35, Lammers an Neurath vom 5. März 1935, in: Bundesarchiv Koblenz (jetzt Bundesarchiv Berlin-Lichterfelde)(folgend zitiert als BA),

R43I/57, Bl. 165-166.

(8) Rk. 1937/35, Lammers an Neurath vom 5. März 1935, in: BA, R43I/57, Bl. 169-170.

(9) Rk. 2123/35, Neurath an Lammers vom 9. März 1935, in: BA, R43I/57, Bl. 171 u. Rückseite.

(10) Ependa.

(たじま・のおおゝ本学教授)

本研究は、二〇〇九年～二〇一〇年度成城大学特別研究助成金(研究課題「ナチス・ドイツと日中戦争」)による研究成果の一部である。